

2018年2月2日

日本大学教職員組合

執行委員長 菊地 香 殿

首都圏大学非常勤講師組合

委員長 松村 比奈子

日本大学ユニオン準備会

代表 志田 慎

日本大学本部の方針に基づく非常勤講師の大量雇止めを
阻止する当組合の活動への協力をお願い

日頃より、貴組合の大学非常勤講師の処遇改善に関する様々なご配慮に大変感謝しております。

現在、当組合では、2016年度より開始された授業科目の2割削減等の日本大学本部の教学に関する全学的方針に基づく非常勤講師の大量雇止めを停止、撤回させる為の活動に力を注いでいます。

授業科目数の2割を削減するという日本大学本部の全学方針は、専任教員の標準担当講義数の5から8への増加とあわせて提起されており、日本大学本部が、授業科目数の削減を非常勤講師の担当科目に集中させようと考えていることがうかがえます。

現在、日本大学で開講されている総授業コマ数は1万9827.7コマ（医・歯学部を除く）、2714人の専任教員が1万2417.5コマ（ひとり平均4.6コマ）、延べ3643人の非常勤講師が7410.2コマ（ひとり平均2.0コマ）を担当しています。仮に、授業科目の2割削減により、総コマ数も2割削減され、それらが全て非常勤講師の担当科目に集中されると仮定すると、3965.5コマ（53.5%）の削減となり、非常勤講師の半数、延べ1950人、実数で数百人から1千人に及ぶ非常勤講師が雇止めされることとなります。

さらに、各学部毎に専任教員の標準担当講義数を5から8へ増加させ、全学の半数の学部や専攻で負担増が実現すれば、計算上、非常勤講師の残りの半数も全ての担当科目を取り上げられ、非常勤講師は全員が雇止めされることとなります。

つまり、日本大学の教員6357人の57.3%を占め、授業科目の37.4%を担う非常勤教員3643人の全員が雇止めになる方針を日大本部は決定しているのです。この前代未聞の非正規教員切り方針に係わり、当組合との団体交渉における回答書（「日本大学非常勤講師規程第5条第4項第1号に係る件について」平成30年1月31日）において、日本大学本部は、5年雇止めの理由として次の2点を挙げています。

・大学の授業は本来専任教員が全て行うべきものであるが、非常勤講師は、教育内容・教育方法に対する学生や社会のニーズを柔軟に反映できることを利点として活用されてきた。そして、ある程度の期間で授業科目や人材が入れ替わることで、その利点を確保できるものと考えられる。（以下略）

・専任教員の持コマ数の適正化等の見直しを図る必要がある、そのために、非常勤講師の契約期間に上限を設けないことは、今後の大学運営に支障をきたす可能性が大きいことを考慮に入れる必要がある。

つまり、日本大学本部は、教育内容・教育方法に対する学生や社会のニーズを柔軟に反映する為にこれまで非常勤講師を大いに活用してきたが、その利点を確保する為に、非常勤講師を5年で全員一律に雇止めする、と言うのです。これは、あまりに乱暴な主張です。

大学の設置する主要授業科目については、大学設置基準第10条により、本来専任教員が行うべきとされていますが、従来、外国語科目や教養科目、概論的科目のみならず専門科目についても、非常勤講師が担当することは広く行われてきました。日大本部は、これまで、大学の授業は本来専任教員が全て行うべきである、などという主張をしてきませんでした。専任教員の標準担当講義数を8コマとする全学方針を推進する為にこのような暴論を掲げ、ほとんどすべての非常勤講師を雇止めに追い込もうとしています。

大学運営上の利点を確保する為であれば、1千名の非常勤講師という研究者・教育者の生活や研究を破壊してもかまわないという考えにたって、日本で最大規模の大学の運営を行うことは、許されるでしょうか。しかも、非常勤講師の全員雇止めは、専任教員のみなさんの大幅な教育負担の純増と引き換えになっています。これを教学改革などと呼べるでしょうか。

私たちは、この日大本部のすすめる非常勤講師の全員雇止めを停止、撤回させる為に、非常勤講師組合内の日大出講者による日本大学ユニオンを結成し、精力的な活動を展開しているところです。そして、今後は日本大学で共に働く仲間である教職員組合の皆さんと緊密に連携し、協力して、「大学教員の使い捨てと労働強化で成り立つ高等教育」という日大本部の異常な方針を是正していきたいと考えています。具体的には、下記の6つの事項について、当面の間貴組合と連携ないしは合同で活動すること（共同団交など）を希望します。貴組合のご検討をぜひよろしくお願いいたします。

1. 大学本部の授業科目数2割削減の全学方針の撤回へ向けた活動
2. 大学本部による非常勤講師5年雇止めを規定した就業規則の施行を阻むための活動
3. 大学本部の専任教員の標準担当講義数の増加方針の実施を阻むための活動
4. 三軒茶屋キャンパスにおける英語非常勤講師15名全員の雇止めの撤回、希望者全員の雇用の継続へ向けた活動
5. 大学本部の方針による雇止め・コマ減や嘱任年齢上限の引き下げの撤回へ向けた活動
6. 「日本の科学技術現場を破壊する有期雇用スタッフ雇止めにストップを！院内集会」
2月14日【共催】理研労、東大職組、首都圏大学非常勤講師組合等【別紙参照】の共催